

地域連携栄養指導委託契約書

委託者_____（以下「甲」という。）と受託者 国民健康保険野上厚生病院組合（以下「乙」という。）とは、栄養指導（以下「指導」という。）の委託に関し、次の通り契約を締結する。

第1条〔目的〕

地域の医療機関との連携を図り管理栄養士による指導を実施することで、地域におけるニーズに対応することを目的とする。

第2条〔委託業務の内容〕

指導の委託業務の内容は、次の各号によるものとする。

1. 甲は、指導の実施について乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
2. 甲は、指導依頼書（兼診療情報提供書）を使用し、乙へ指導を依頼する。
3. 乙は指導日時の予約を取り、患者に説明をおこなう。
4. 指導は、乙の施設で実施し、指導結果を甲に報告する。
5. 指導は、毎月1回の頻度とし、3回を1クールとして指導をおこなう。

第3条〔指導の種類〕

委託指導の種類は次の通りとする。

診療報酬点数表に定める『外来栄養食事指導料2』

第4条〔委託料とその支払〕

実施した指導について、乙が甲に請求する費用の額（以下「委託料」という。）は、1回目2000円、2回目以降1500円とする。

乙は算定した委託料の一月分を翌月甲に請求するものとする。甲は前項による適法な請求書を受領した月の翌月末日までに乙の指定する口座に振り込むものとする。

委託業務の実施に要する交通費その他の費用は、特段の定めのない限り、甲の負担とする。

第5条〔契約の期間〕

この契約による委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

また、この契約の有効期間満了前1ヵ月までに契約当事者のいずれの一方からも、この契約の改定等について、何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から更に1年間この契約を更新するものとし、以後も同様とする。

第6条〔指導結果への疑義〕

指導結果に疑義がある場合は、次の各号により処理するものとする。

1. 甲は、指導結果受領後7日以内にその内容を乙に通知しなければならない。

2. 乙は、前号の通知を受けたときは、甲と協議のうえ、再指導、その他適切な処理をしなければならない。

第7条〔契約の解除〕

甲または乙は、次のことに該当するときはこの契約を解除することができる。

1. 甲または乙がこの契約に違反したとき
2. 乙において、受託業務の遂行が著しく困難になったとき
3. 健康保険法の改正により受託業務が困難になったとき

第8条〔事故〕

指導実施中（開始から終了まで）に不慮の事故が生じた場合は、乙の責任において対処するものとする。

第9条〔秘密保持〕

乙は、本契約に基づいて指導を実施するために知り得た患者の個人情報について、指導目的以外に使用しないものとする。もし、乙により個人情報が漏洩した場合は、乙はその責任を負うものとする。

第10条〔協議〕

この契約について疑義が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ解決するものとする。

本契約書を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所

医療機関名

院 長 名

印

乙 住 所 和歌山県海草郡紀美野町小畑 198 番地

医療機関名 国民健康保険野上厚生病院組合

管 理 者 小 川 裕 康 印